
令和3年度第1回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和3年4月13日(火) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	西村	辰寿	14番	西田	悦子	
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一	
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子	
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝	
	7番	小椋	武	8番	田中	正則	
	9番	山寄	幸臣	10番	中田	典昭	
	11番	山根	祐一				

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野	大樹
	栄田	正温	井上	善雅
	上田	正人	佐藤	洋一
	山本	知司	上月	清
	保田	公範	竹内	俊雄
	公賀	義高	白岩	義広

4. 欠席委員 荻原 晴雄 西村 昭二

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|-------------------------------|-----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 9番 山寄 幸臣 | 10番 中田 典昭 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | |
| | 3 | 農地法施行規則第29条の規定による転用届について | |
| | 4 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農用地利用集積計画案の決定について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用配分計画案について | |
| 第6 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 副主幹 尾崎 千穂
主 事 櫻田 康太

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、荻原推進委員と西村推進委員の2名です。

農業委員 出席者14名

農地利用最適化推進委員 出席者12名。

定足数に達していますので、令和3年度第1回八頭町農業委員会を始めます。

今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。

開会にあたり、会長あいさつをお願いします。

会長

(あいさつ)

議長（会長）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、9番 山寄幸臣委員、10番 中田典昭委員をお願いします

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

(報告なし)

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は5件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は34件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。今月は1件です。200㎡未満の農業用倉庫です。内容は問題なしということで受理しました。

報告4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。1件の該当事業がありました。

急傾斜地崩壊対策工事であります。八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長（会長）

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。
受付番号1-1について説明をします。

【議案第1号 受付番号1-1 朗読後、説明】

土地の所在地 安井宿地内

登記地目：畑 現況地目 畑

面積 250 m²の内 101.18 m²

使用貸借による一般住宅を目的とした転用です。

場所、図面など資料については、本日配布議案書の2ページから7ページに付けています。

場所については、議案書の2ページから4ページに図面を付けていますが、八頭郵便局の北側に位置する農地になります。土地利用計画図は5-1ページに付けています。

転用理由につきましては、子の成長に伴い、現在居住しているアパートが手狭になったため、妻の実家に隣接する申請地に住宅を建築したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小規模の生産性の低い農地であり、第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の融資証明依頼書の写しにより確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側と西側は宅地、南側は町道、北側は畑になっています。隣接地の同意は得られています。雨水は雨水枡から南側道路側溝へ放流します。区長の同意は得られています。

日照、通風についてですが、隣接地から十分距離を設けているため周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしてお

事務局	<p>り問題ないと考えます。 【スライド現地説明】 以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、10番 中田典昭委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
中田委員	<p>4月6日に白岩推進委員と貸出人から聞き取り調査を行いました。貸出人の子の家族が地元に戻って一緒に住むために本宅裏の畑及び倉庫を整理して新築をしたいとのことでした。現地は柿畑の跡地で申請内容に問題はないと思われます。詳細は事務局報告のとおりです。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定します。 続きまして、受付番号 2-2 について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 2-2 について説明します。 【議案第1号 受付番号 2-2 朗読後、説明】 土地の所在地：船岡地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 647㎡の内 62.29㎡ 所有権移転売買による露天駐車場を目的とした転用です。 場所、図面など資料については、本日配布議案書の8ページから12ページに付けています。 場所については、議案書の8ページから10ページに図面を付けていますが、船岡地内の農地になります。土地利用計画図は11ページに付けています。 転用理由につきましては、子が自家用車を所有するにあたり、駐車場を新設したいとのことでした。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記</p>

事務局	<p>載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しにより確認しました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側と北側は田、西側は宅地、南側は町道になっています。隣接地の同意は得られています。雨水は自然流下で既設北東側水路へ放流します。水利権者の同意は得られております。</p> <p>日照、通風についてですが、建物は建築しないため周辺農地への影響はないと考えます。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>【スライド現地説明】</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、11番 山根祐一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
山根委員	<p>4月2日に聞き取り調査を行いました。この件に関しては正月に行われた集落の総会に相談があり、内容は申請人の子の駐車場の整備で事務局報告のとおりです。問題はないと考えますのでよろしくをお願いします。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>

議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から令和3年3月29日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 議案書の13ページをご覧ください。 今月は通常の利用権設定が新規8件、更新6件、合計14件です。面積は田27,752㎡（20筆）、畑10,234㎡（5筆）、合計37,986㎡（25筆）です。 中間管理事業分は新規2件、更新14件、合計16件です。面積は田39,585㎡（24筆）、畑12,473.88㎡（6筆）、合計52,058.88㎡（30筆）です。 すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。</p>
議長（会長）	<p>通常の利用権設定分 受付番号2-2及び4-4を除く、1-1から14-14について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで利用権設定分 受付番号2-2及び4-4を除く、1-1から14-14について申請どおり決定します。 続きまして、受付番号2-2及び4-4についてですが、これは竹内俊雄推進委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により竹内推進委員は一時退席をお願いします。 （竹内推進委員退席）</p>

-
- | | |
|--------|--|
| 議長（会長） | それでは受付番号 2-2 及び 4-4 について審議を行います。
この件に関して事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。 |
| 委員一同 | （報告なし） |
| 議長（会長） | この件に関して質問意見はありませんか。 |
| 委員一同 | （質疑なし） |
| 議長（会長） | 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。 |
| 委員一同 | （異議なし） |
| 議長（会長） | 異議なしということで利用権設定 受付番号 2-2 及び 4-4 について申請どおり決定します。竹内推進委員は入室してください。

（竹内推進委員入室） |
| 議長（会長） | 続きまして中間管理事業分 受付番号 1-1 から 16-16 について審議を行います。 |
| 議長（会長） | この件につきまして、質問意見はありませんか。 |
| 委員一同 | （質疑なし） |
| 議長（会長） | 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。 |
| 委員一同 | （異議なし） |
| 議長（会長） | 異議なしということで中間管理事業分 受付番号 1-1 から 16-16 について申請どおり決定します。
以上で議案第2号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。 |
| 議長（会長） | 続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。 |
-

事務局	<p>議案第3号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和3年3月29日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。</p> <p>それでは、整理番号1-1から37-37について説明します。</p> <p>先ほどの議案第2号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 52,058.88 m² (30筆)と、既に機構へ貸付けられている農地 74,622 m² (35筆)、合計 126,680.88 (65筆) m²を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。</p> <p>この度は、地域の担い手2法人へそれぞれ 25,855 m² (17筆)、66,690.88 m² (32筆)、その他9名の個人耕作者へ 34,135 m² (16筆)を配分するものです。以上です。</p>
議長 (会長)	<p>それでは審議を行います。整理番号16-16を除く、1-1から37-37につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>(質疑なし)</p>
議長 (会長)	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長 (会長)	<p>異議なしということで、整理番号16-16を除く、1-1から37-37につきまして申請どおり決定します。</p> <p>続きまして整理番号16-16について審議を行いますが、これは山根祐一委員に関する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により山根委員は一時退席をお願いします。</p>
	<p>(山根委員退席)</p>
議長 (会長)	<p>それでは整理番号16-16について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>(質疑なし)</p>
議長 (会長)	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>

議長（会長）	<p>異議なしということで 整理番号 16-16 について申請どおり決定します。山根委員は入室してください。</p>
	<p>（山根委員入室）</p>
議長（会長）	<p>以上で日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。 続きまして、日程第6 その他について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○確認報告事項（3月分） <ul style="list-style-type: none"> ・墓地、埋葬等に関する法律施行規則 ・通作距離について 本日配布資料で説明 ・JR鉄橋架け替え（門尾、下坂、奥谷）について スライドにより事業概要を説明。適宜情報を提供する ・賃貸借の存続期間について 本日配布資料で説明 ○八頭町農業ビジョン（第2次） 本日配布資料で説明、策定完了 ○八頭町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」 本日配布資料で説明 次回、第2回委員会において審議予定。意見等は事務局まで ○人・農地プラン取組計画の状況 本日配布資料で説明 ○各種パンフレット <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度__経営所得安定対策と米政策 ・全国農業新聞 ・農業者年金 ・鳥取県立農業大学校__研修生募集要項 本日配布 ○次回R3. 5月定例会 <ul style="list-style-type: none"> ■日時 5月11日（火）13：30 ■場所 船岡地区公民館 <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>（なし）</p>

議長（会長）

無いようですので、以上で第1回農業委員会を終了します。

事務局

終了（15時00分）